

## 令和元年(2019年)度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

### 総合評価

A

#### ■ 拠出金の概要

1 拠出金名	国連難民高等弁務官事務所(UHCR)拠出金
2 拠出先国際機関名	国連難民高等弁務官事務所(UHCR)
3 拠出形態	<input checked="" type="checkbox"/> ノンイヤマーク <input type="checkbox"/> イヤマーク
4 拠出規模 (令和元年度当初予算額)	4,196,798 千円 <span style="font-size: 2em;">{</span> 日本への拠出率    2.8%(2018年度)    拠出額の順位    5位 <input type="checkbox"/> 本拠出金のみ <input checked="" type="checkbox"/> 他の拠出金も含む
5 国際機関等の概要	(1) 設立年・経緯, 加盟国等の数, 本部所在地, 目的・マニフェスト ・1949年12月, 国連総会決議 319(IV)により設置決定。UNHCRは, ①難民に対する国際的保護の付与, ②難民・国内避難民等に対して水, 食料, 住居, 教育等の生活支援を提供するとともに, ③難民の自発的帰還, 現地定住もしくは第三国定住による恒久的解決を図ることを目的とする。 ・また, 無国籍者の地位に関する1954年条約と無国籍の削減に関する1961年条約に基づき, 無国籍者保護への活動を実施しているほか, 国際的な人道支援枠組みに基づき国内避難民支援を実施。 ・加盟国は102か国。本部所在地はジュネーブ(スイス)
	(2) 主要な活動分野
	<input type="checkbox"/> 安全保障 <input type="checkbox"/> 軍縮不拡散・科学 <input type="checkbox"/> 国際経済・資源エネルギー <input type="checkbox"/> 司法 <input checked="" type="checkbox"/> 教育・文化 <input checked="" type="checkbox"/> 開発・人道 <input checked="" type="checkbox"/> 保健 <input type="checkbox"/> 環境・気候変動 <input type="checkbox"/> 地域協力 <input type="checkbox"/> その他(                    )
6 拠出の用途及び目的	・本拠出は, UNHCRの事業実施経費及び人件費等に充てられる。本件拠出金を通じ, 脆弱な立場に置かれやすい難民・国内避難民等に対して, 法的, 物的両面での保護・救済を支え, 難民問題の恒久的解決および国内避難民支援に貢献することを目的とする。
7 担当課室	国際協力局 緊急・人道支援課

#### 評価基準1 国際機関等の活動の成果・影響力

1-1 当該機関の戦略目標, 基本的な目標・計画・重点分野, 関連する国際課題(SDGsの関連ゴール・ターゲット, 国際基準・規範の形成等)等	・UNHCRは, 世界における難民の保護と難民問題の解決における主導・調整を任務とする機関。世界における難民・国内避難民等の数は第二次世界大戦後最大を更新しており, 2017年末時点で6850万人となる中, UNHCRが果たすべき役割は益々重要となっている。難民問題は長期化および複雑化しており, 国際社会はあらたな対応を求められており, 2016年に国連総会で「難民および移民に関する国連サミット」が開催され, 「ニューヨーク宣言」が採択された。これに基づき, UNHCRが主導し, 2018年12月, 国連総会で難民支援のための新しい国際的な枠組みとなる難民グローバル・コンパクトが策定された。UNHCRには今後, 国際社会と協力し, 難民グローバル・コンパクトを推進していくことが期待されている。
---	---

・UNHCR は、難民条約を基本的な活動指針としており、主な取組・活動は、①難民の諸権利の保護と促進、②緊急事態における支援の実施、③難民の一時庇護国定住又は第三国定住支援の実施等、難民問題の解決へ向けた国際的な支援活動の実施及び調整。世界 130 개국で1万人以上の職員が活動している。

・UNHCR は中長期的な計画として5カ年計画を作成している。2017 年～2021 年の5カ年計画「UNHCR 戦略指針 2017-2021」では、組織の戦略的方向性 (UNHCR's Strategic Directions) を作成し、保護、対応、内包、能力強化および解決策の提示といった5つの分野における具体的に注力すべき諸活動と方向性が示されている。

・UNHCR は、以下の持続可能な開発目標 (SDGs) の実現にコミットしており、これら目標と合致する支援を実施している。また、これらの目標達成を勘案した方針についても、UNHCR 戦略指針 2017-2021 の中で設定している。

目標1「あらゆる場所・形態の貧困撲滅」、目標2「飢餓の撲滅、食料安全保障及び栄養の改善」、目標3「健康的な生活の確保」、目標4「包括的かつ公正な質の高い教育の確保」、目標5「ジェンダー平等の達成」、目標6「水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」、目標7「安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスの確保」、目標8「包括的かつ持続可能な経済成長」、目標10「国内及び各国家間の不平等を是正」、目標11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住の実現」、目標16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」

・また、UNHCR は中期的な計画として二か年計画 (Global Appeal) を作成し、10 の鍵となる戦略目標 (グローバル・ストラテジック・プライオリティ) を指標と共に設定、計画的に活動を実施している。2018-2019 年の二か年計画 Global Appeal における戦略目標については以下のとおり。

- ① 財政に対する適切な管理と説明責任確保に基づく事業運営
- ② 支援対象者への、質の高い保護活動と解決への道筋の提供および人権の確保
- ③ 国内避難民および無国籍者に対する、質の高い保護活動、状況解決への道筋の提供、啓発活動、他機関との連携および当該国の支援システムへの取り込み促進を通じた効果的対応
- ④ 意思決定および啓発活動における信頼性が高く包括的なデータの活用
- ⑤ 機関間の人道支援調整メカニズムの効果的活用と改善を通じた人道支援における保護活動の促進
- ⑥ SDGs および Result Based Framework に基づき、複数年、複数パートナーとの活動を通じた、支援対象国システムおよび開発枠組みとの親和性の高い支援の提供
- ⑦ 現金の給付支援 (CBI) の運用の拡大を通じた支援対象者のニーズへの的確な対応、保護環境整備、自立および解決への道筋提供
- ⑧ 緊急事態に対する対応能力の整備および強化
- ⑨ 全世界からの有能かつ多様な人材の確保および緊急事態に対する遅滞無い人員配置
- ⑩ 一般社会および民間セクターからの政治面、財政面、事業実施面における支援確保の強化と、そのための広報、メディア関連および啓発活動の充実

#### 1-2 1-1 に基づく取組・活動 (他の国際機関との連携等を含む。)

・UNHCR は、国際的な難民支援の責任機関として、難民支援調整モデルを策定、各国政府と協力し、他の国際機関や NGO 等の様々な人道支援組織の難民支援活動を統括および調整し、効果的、効率的な人道支援の実施を確保している。

・一方で、国内避難民支援においては、既存の国際機関が各専門性をいかして対応するクラスター制度において、保護、キャンプ管理、シェルター非食料支援物資 (Non Food Item) の各クラスターの活動を主導・調整する責任機関の役割を持っている。支援の主要アクターとして現場での支援を実施するほか、他の各人道支援機関の支援を含め、総合的に各分野で最大限の効果が得られるように支援の調整とモニタリングを実施している。

・UNHCR は戦略目標に基づき、主に以下の取組・活動を実施している。

#### 【難民の保護】

UNHCR は、難民等に対して、法的・身体的保護や性的被害を含む暴力からの保護、基本的なニーズに対する支援を実施。その他、自主帰還支援 (難民の帰還先訪問や教育、法的支援や家族の再統合等)、難民受入国での社会統合支援 (文化や言語の教育、職業訓練等)、第三国定住支援を実施。また、難民保護に関する各国政府に対する法的または政策的提言を実施。

#### 【医療・食糧・水・衛生支援】

UNHCR は、国際機関や NGO 等と協力し、難民キャンプ等において、難民に対する医療支援 (救命支援、基本的な医療支援、HIV/AIDS の予防と保護、リプロダクティブヘルス等)、栄養、水・衛生などの支援を実施。また、WFP と協力し、食糧支援を実施。

#### 【シェルター支援】

現在、世界で 260 万人以上の難民キャンプで生活している人々に対し、適切なシェルターの提供を実施。UNHCR は国際移住機関(IOM)、国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)とシェルターの調整で協力。

#### 【教育支援】

難民の子どもへの教育へのアクセスは、初等教育は 50%、中等教育では 22%、高等教育では 1%以下と低い。UNHCR は国際連合児童基金(UNICEF)等と協力し、SDGs 目標4にのっとり、難民の子どもと若者のための教育支援を実施。

#### 【雇用・生計支援】

UNHCR は、難民の自立のために職業訓練、起業支援、農業支援、研修、市場などへのアクセスなどの支援を実施。また、現金給付支援を通して、難民の生計支援、自立支援、自発的な帰還促進等の支援を実施し、難民の児童労働、家族との別離、強制結婚を防止。

#### 【国際機関との連携】

UNHCR は他の国際機関と MOU を締結し、効率性・効果向上のために、様々な分野で協力しており、効率的・効果的な難民支援に取り組んでいる。UNHCR が MOU を結んでいる主な国際機関は WFP・FAO(食糧支援分野)、WHO(保健・医療分野)、UNICEF(教育分野)等。

#### 【難民グローバル・コンパクト(GCR)の策定・実施】

UNHCR は「ニューヨーク宣言」に基づいて包括的難民支援枠組み(CRRF)を策定し、先駆的な難民支援を進めている 13 の国と 2 つの地域をパイロット国に設定、民間セクターとの連携など革新的な人道支援をはじめとする CRRF のアプローチを実践している。2018 年、UNHCR の主導で、難民問題への対応に関する国際的な枠組みを示した文書である難民グローバル・コンパクトの策定に向けた取組を実施。難民グローバル・コンパクトでは、大規模な難民危機への国際社会の対応の強化を目指し、受け入れ国の負担軽減、難民の自立促進、第三国定住などへのアクセス拡大、難民の自主帰還を促進できるよう環境整備という 4 つの目標が定められている。

#### 1-3 1-2 の進捗・実績及びそれによって得られた成果

UNHCR の主な活動の進捗・実績及び成果は、以下のとおり。  
(2017 年の活動実績は UNHCR 年次報告書「グローバル・リポート」(2018 年 6 月公表)に基づくもの)

#### 【難民の保護】

- ・UNHCR は、2017 年、130 の国、478 カ所において、支援対象者 7000 万人に支援を実施した。UNHCR は、毎年 6 月に難民に関する年次統計(グローバル・トレンド)を発表し、世界の難民を巡る情勢と UNHCR の活動についての報告を実施。
- ・27 の国において、難民、避難民保護の法の法制度、支援体制が改善された。
- ・難民帰還が可能な支援対象地域において、79%の難民が自発的に、安全かつ尊厳ある帰還を果たした。
- ・支援対象地域の 85%において、性暴力被害(SGBV)への支援を実施もしくは改善された。

#### 【医療・食糧・水・衛生支援】

- ・支援対象地域の 62%で UNHCR の緊急栄養基準が満たされた。
- ・支援対象地域の 85%で水の供給を実施もしくは改善された。
- ・支援対象地域全域で 5 歳以下の子供の死亡率の UNHCR 基準が達成された。

#### 【シェルター支援】

- ・支援対象地域の 61%において、裨益者の住環境が改善された。

#### 【雇用・生計支援】

- ・支援対象地域の 84%において、18 歳から 59 歳までの支援対象者の生計が改善された。

#### 【国際機関との連携】

・国際移住機関(IOM)とベネズエラ及び周辺国に対する避難民・難民への人道支援等で協力を行った。2019 年 1 月、UNHCR と IOM が共同アピールを発表し、UNHCR は難民保護・基礎的な生活ニーズへの支援を所管している。

<p>・2017年、国連開発計画(UNDP)と人道と開発の連携促進のためのパートナーシップを締結し、UNDP-UNHCR行動計画を策定。UNHCRはUNDPとコンゴ民主共和国での難民支援に関して協力しており、2019年1月、共同アピールを発表した。UNHCRは主に難民保護・基礎的な生活ニーズへの支援を所管している。</p> <p><b>【難民グローバル・コンパクトの策定・実施】</b></p> <p>・UNHCRは、難民グローバルコンパクトの策定に向け、2018年7月に第6回公式協議(国連加盟国、国連・国際機関、NGO等が参加)を実施し、難民グローバルコンパクトに関する国際社会の議論をリード。同年8月、難民グローバル・コンパクトを国連難民高等弁務官(UNHCR)年次報告書に添付し、国連総会に提出。同年12月、国連総会のUNHCR総括(オムニバス)決議において難民グローバル・コンパクトが支持(affirm)された。今後、UNHCRにはGCRの推進・実践が期待されており、4年毎に進捗と成果を確認するグローバル難民フォーラム(GRF)が開催されることとなった。2019年3月、UNHCRはグローバル難民フォーラム第一回準備会合を開催し、難民グローバル・コンパクトのフォローアップのためのインディケータ等についてドナー国との議論を実施した。</p> <p><b>【MOPANによる評価】</b></p> <p>・国際機関評価ネットワーク(MOPAN)による2017-2018年査定では、UNHCRは活動によって確保された成果の度合いについて満足のいく状態(Satisfactory)とされている他、関連アクター(裨益者含む)に対する活動の適切性でも満足のいく状態と評価された。特に、保護、人権分野では、UNHCRは他機関より非常に高い比較優位があると評価された。また、現場に根ざしニーズに適した人道支援の実施、裨益者に対する説明責任を果たしている点が評価された。</p>
<p>1-4 (イヤマーク拠出のみ)イヤマーク拠出による取組・活動の進捗・実績及び得られた成果</p>

**評価基準2 日本の外交政策上の有用性・重要性**

<p>2-1 関連する日本の重要政策、外交戦略・重点分野等</p>
<p>① 関連する日本の重要政策(施政方針演説、外交演説、各種基本計画等のうち主なもの)</p> <p>・第198回国会における外交演説(平成31年1月28日)  「地球規模課題への対応が急務となる中、SDGsの達成に向けて、日本が主導してきた『人間の安全保障』の考えに基づき、『誰一人取り残さない』社会を実現するための取組を進めていきます」  「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進にも取り組みます」  「中東の平和と安定に向け一層の役割を果たしていきます」  「『自由で開かれたインド太平洋』の実現に向けて、努力を続けます」</p> <p>・経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日)  第2章7.(1)①外交「積極的平和主義の旗の下、持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けて、貧困対策や保健衛生、教育、環境・気候変動対策、女性のエンパワーメント、法の支配など、人間の安全保障に関わるあらゆる課題の解決に、日本の「SDGsモデル」を示しつつ、国際社会での強いリーダーシップを発揮する。」  「『自由で開かれたインド太平洋戦略』を推進する。」  「国際機関とODAを適正・効率的かつ戦略的に活用し、ODAを通じた開発協力を強化する。」</p>
<p>② 日本外交の関連重点分野</p> <p>地球規模課題への対応(国際平和協力の推進)</p> <p>地球規模課題への対応(持続可能な開発目標(SDGs))</p> <p>地球規模課題への対応(アフリカにおける課題)</p>
<p>2-2 日本の外交政策を遂行する上での当該拠出の有用性・重要性及び日本の重要外交課題の遂行への貢献</p> <p>・世界各地で難民支援を実施するUNHCRの活動は、日本の重要外交課題である人間の安全保障の現場での実践に大きく貢献するもの。また、UNHCRの中東・アジア・アフリカ等における活動は、人道的だけでなく、地域の安定の観点からも重要であり、日本が重視する「中東の平和と安定」や「自由で開かれたインド太平洋」などの取組や、積極的平和主義の実践にも貢献。</p>

・UNHCR は SDGs の目標達成の実現に向けて取り組んでおり(1-1 参照), UNHCR を通じた支援を行うことで、日本の SDGs への貢献につながる。

・UNHCR は、シリアや南スーダンなどの治安状況が悪い地域において活動、日本政府が人道支援を実施することが困難な国・地域等において人道支援を実施しており、日本は UNHCR を通じて、難民支援の最前線への支援を実現させており、世界各地の人道危機支援に貢献している。

#### (難民グローバル・コンパクト)

・UNHCR は難民保護・支援を主導する国連機関であり、2018 年に UNHCR がリードし、難民支援のための新しい国際的な枠組みとなる難民グローバル・コンパクトを国連総会で策定。日本は難民グローバル・コンパクト策定のための議論に積極的に参加し、難民グローバル・コンパクトには、日本が推し進める「人道と開発の連携」の考えが反映された。難民グローバル・コンパクトは「人間の安全保障」や「人道と開発と平和の連携」の実践につながるもの。

#### (TICAD への貢献)

・UNHCR のアフリカにおける人道支援は、地域の平和と安定につながるもの。UNHCR は TICAD1 から継続して参加しており、直近では、2018 年 10 月に TICAD7 のパートナー事業として UNHCR・JICA 共催で難民支援に関するシンポジウムを開催した。また、2019 年 8 月末に開催される TICAD7 において、JICA、AU 等と共催し、サイドイベントを実施するため準備を進めている。

#### (「自由で開かれたインド太平洋」への貢献)

・日本の重要外交政策である「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、UNHCR はアジア太平洋地域、東アフリカなどにおける人道支援の実施をとおして、平和と安定の確保に貢献。例えば、アジア・太平洋地域においては、2018 年 6 月に UNHCR はミャンマー政府及び UNDP とラカイン州北部への避難民の帰還・再定住に向けた三者間の覚書(MOU)の内容に合意した。UNHCR は人道支援の専門知識及び経験を提供できる、ミャンマーにおける支援のために不可欠な人道機関。

#### (第三国定住事業における協力)

・日本が実施する第三国定住事業で、UNHCR は受入れ対象となる難民の推薦を行うなど選考手続への協力を行っている。また、2018 年 10 月に内閣の難民対策連絡調整会議のもとに設置された「第三国定住による難民の受入れ事業の対象拡大等に係る検討会」にオブザーバー参加。

#### (難民支援の啓発・広報活動)

・UNHCR は 2017 年 11 月に MIYAVI 氏を UNHCR 親善大使に任命し、2018 年は 6 月 20 日の世界難民の日、9 月に UNHCR 難民映画祭 2018 のオープニング、2019 年 3 月のケニアの難民キャンプ視察などの機会を活用し、SNS などを活用して積極的に広報活動を実施している。また、国連 UNHCR 協会は MIYAVI 親善大使と協力し、札幌、名古屋、大阪、東京の各ライブ会場で難民支援を募るキャンペーンを行い、難民支援の輪を広げている。

・また、UNHCR の幹部や日本人職員は積極的に広報活動を実施し、メディアを通してプレゼンスを確保。2018 年 10 月、グランディ高等弁務官は日本で記者会見等を実施し、NHK、日本経済新聞、Japan Times、共同通信および共同通信引用の各地方新聞、ウェブメディアなどが記事を掲載。日本の支援を通じた難民支援に関する、日 UNHCR 協力の広報につながった。また、2018 年 12 月、高嶋由美子 UNHCR シリア アレppo 事務所長のインタビューが、NHKBS 国際報道、NHK おはよう日本などで報道され、シリアにおける UNHCR の活動や日本の貢献、邦人職員の活躍についての広報を実施。

・UNHCR は、2018 年 9 月～10 月、難民映画祭を実施し、難民支援に関する広報を実施。東京、札幌、名古屋で、合計約 3500 人の観客を動員した。また年間を通じて、「パートナー上映」として学校、法人、団体と連携して各地での映画上映、トークイベントなどをサポートしている。

・UNHCR は、ソーシャルネットワーク等を活用して日本の支援に関する広報を実施。日本の支援が貢献している現場の写真、現地からのメッセージ、日本人職員の動画などを紹介している。例えば、2019 年 3 月にはシリアで活躍する邦人職員による日本の支援紹介動画をフェイスブックを通して発信。2019 年 5 月現在、UNHCR 本部のフェイスブックのフォロワーは約 335 万人、ツイッターのフォロワーは約 230 万人。また近年は、各国ドナーによる貢献を広報する専用アカウントをツイッターに別途設け、日本を含めたドナーの貢献を積極的に発信している。

<p>2-3 当該機関の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位の確保</p>
<p>・日本は、1979年からUNHCRの意思決定機関である執行委員会(101か国で構成)のメンバーであり、毎年1回開催される執行委員会に参加する他、年3回開催される定例会合(常設委員会)にも参加。</p>
<p>2-4 当該機関との間での要人往来、政策対話等</p>
<p>UNHCRのトップである高等弁務官は毎年訪日し、日本側の政務レベル等との意見交換等を行っている。直近ではグランディ高等弁務官は2018年10月に訪日し、阿部外務副大臣、鈴木外務大臣政務官、山下法務大臣等と意見交換を行った。また、UNHCR副高等弁務官は毎年訪日し、国際協力局幹部と日・UNHCR政策協議を行っている。直近では2019年1月にクレメンツ副高等弁務官が訪日し、国際協力局参事官と日・UNHCR政策協議を実施。2019年4月に財務局長、5月に渉外局長及び調達部長が訪日。これらの緊密な対話を通じて、日本のUNHCRにおける影響力を確保しつつ、日本が重視する「人道と開発の連携」の考え方を反映させた難民支援を広く世界各地で実施することができている。</p> <p>この他、政務の外国訪問の機会を捉え、意見交換を実施。直近では、グランディ高等弁務官と鈴木外務大臣政務官(2018年12月)、辻外務大臣政務官(2019年2月)の意見交換を実施。</p> <p>また、UNHCR本部から幹部が訪日し、事務レベルとの意見交換を実施。直近では、UNHCR財務局長(2019年4月)が緊急人道支援課長と、UNHCR渉外局長(2019年5月訪日)が国際協力局参事官と意見交換を実施。</p>
<p>2-5 日本企業、日本のNGO・NPO、地方自治体、大学等との関わり</p>
<p>(JICAとの連携)</p> <p>・UNHCRは、JICAとの間で1999年にMOUを締結して以降、人事交流、事業実施方針の調整などを実施し、連携を深めている。2018年はウガンダやザンビア等で難民・元難民・ホストコミュニティなどの支援で連携、日本政府が進める人道と開発の連携の実践につながった。また、2018年10月、グランディ高等弁務官の訪日時に、東京でUNHCR・JICA共催で難民グローバル・コンパクト公開シンポジウムを開催し、人道と開発の連携に関する議論を行った。また、2018年にはJICAが中心となって進めている「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム(JISR)」事業において、第2期留学生の募集などで協力した。</p>
<p>(日本企業との連携)</p> <p>・UNHCRは、毎年、民間セクター・パートナーシップセミナーを開催し、日本企業との連携に取り組んでいる。直近では2018年12月に日本企業との連携についてのセミナーを実施し、約50の民間企業、地方自治体、NGO等が参加。UNHCRは、ファーストリテイリング社や富士メガネ等の民間企業と連携し、難民支援を実施。特に、ファーストリテイリング社と2011年にグローバルパートナーシップを結び、衣類のリサイクルと難民への寄贈の他、各地店舗にて難民の雇用、難民の自立支援のための共同形成等を行っており、2018年、同社と連携し、主に以下の支援を実施した。①衣類支援(アフガニスタン、アンゴラ、ブラジル、コロンビア、コンゴ民主共和国、インド、リベリア、マラウィ、モーリタニア、南スーダン、タジキスタン、タンザニア、ウガンダ、ジンバブエ)、②生計向上支援(インド、イラン、マレーシア、ネパール、パキスタン)、③緊急人道支援(バングラデシュ)。</p>
<p>・UNHCRは、毎年、国連の調達に関心のある日本企業を対象にした外務省主催の国連ビジネス・セミナーに参加。直近では2019年5月に開催されたセミナーにUNHCR本部から調達部長が参加。日本企業がUNHCRの調達に参加するためのプロセスやUNHCRが求める物品等についての説明を行うなど、日本企業との協力関係構築に尽力。</p>
<p>(NGOとの連携)</p> <p>・UNHCRは多くの日本のNGOと事業実施パートナー(IP)契約を締結し、連携して日本国内外で難民保護・人道支援事業を実施している。2018年は、海外事業で8つの日本のNGO団体と9カ国で11件のパートナー事業契約(PPA)を締結、国内事業で2つの日本のNGO団体とパートナー事業契約(PPA)を締結し、事業を実施した。そのほか、2016年以降、日本弁護士会と連携を通じ、弁護士向けの研修を実施しており、2018年にも弁護士向けの研修を実施した。</p>
<p>2018年の日本のNGOとの事業実施パートナー(IP)契約による連携は以下の通り(9つの団体)。</p> <p>①難民を助ける会(トルコにてシリア難民の子どもの保護支援で協力、ウガンダにて南スーダン難民に対する初等・中等教育支援で協力)、②AMDA社会開発機構(ネパールにてブータン難民向けに医療支援で協力)、③ブリッジエーシアジャパン(ミャンマー(ラカイン州)にて無国籍者向けに職業訓練・生計支援で協力)、④ICAN(ジブチにおいてイエメン難民の子どもの保護支援で協力)、⑤ピースウインズ・ジャパン(ウガンダにて南スーダン難民向けに衛生・住居支援で協力、ケニアにて南スーダンなどの難民向けに住居支援で協力、イラクにてシリア難民向けにインフラ整備、水供給や住居支援で協力)、⑤プラン・インターナショナル・ジャパン(カメルーンに在住する難民向けに高等教育奨学金(アルバート・アカデミック・レフュジエー・イニシエティブ - 通称 DAFI)の実施支援で協</p>

力), ⑥セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(ウガンダにて南スーダン難民の子どもの保護支援で協力), ⑦ワールド・ビジョン・ジャパン(南スーダンにてコンゴ民難民向けに女性や子どもの保護, 保健, 物資・食糧配給, 水衛生などのマルチセクター支援で協力), ⑧難民支援協会(日本国内で難民向けに物資やカウンセリング支援で協力), ⑨日本国際社会事業(日本国内で難民向けに物資やカウンセリング支援で協力)。

・UNHCR の「国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター(e センター)」では NGO 等を対象とした人道援助活動のための人材育成研修を実施しており, 日本の NGO 関係者, JICA 職員や日本政府関係者(外務省・防衛省など)などが同センターの安全管理に係る研修などに参加。2018 年には6つの研修(うち1つは日本で開催)を実施し, 日本の NGO 関係者約 40 名が参加。NGO の安全管理能力強化に向けて, UNHCR は NGO 安全管理イニシアティブ(JaNISS)と連携して安全基準の策定や能力強化の支援を実施。日本の NGO の安全能力強化に貢献。

・UNHCR は定期的に日本の NGO と意見交換を実施。例えば, 海外で難民保護や人道支援を実施している日本 NGO との定期協議のチャンネルである「日本 UNHCR・NGO 協議会(J-FUN)」, 国内における難民保護支援活動を実施する NGO とのネットワークである「なんみんフォーラム(FRJ)」, そして国連・国際機関と日本 NGO の現場レベルのパートナーシップを協議する「国際機関と日本 NGO の連携強化に関する意見交換会(UNPaD)」などに参加。

・UNHCR はジュネーブ本部で「NGO 年次協議会」や難民の「第三国定住に関する三者協議」などを開催。2018 年, 「難民に関するグローバル・コンパクト」の策定に向けた公式協議に日本の NGO も出席し, 議論に参加。

#### (大学との連携)

・UNHCR は国内の大学と幅広い分野で連携し, 難民支援, 啓蒙活動, 難民問題を巡る議論などで協力。例えば, 上智大学とは MOU を締結しており, 国際協力人材育成センターのアドバイザリーグループに参加。2018 年, UNHCR は 43 校の大学及び大学院で, 難民保護や難民法等に関する講義やキャリアカウンセリングを実施。

・UNHCR は日本の大学と協力し, 難民の高等教育の機会の拡大に取り組んでおり, UNHCR は 2018 年に新たに3つの大学(2018 年5月関西大学, 2018 年6月広島市立大学, 2018 年8月早稲田大学)と MOU を締結し, 合計11の大学と協力して, 難民高等教育事業(難民奨学金事業)を実施している。

#### (その他)

・UNHCR は 2018 年に, 最高裁判所と協力し, 難民情勢や難民法に関するブリーフを実施。約 60 人の判事が参加。

### 評価基準3 組織・財政マネジメント

3-1 会計年度	1月～12月		
3-2 機関全体の財政状況			
報告年月	2019年5月公表(2018年分)	通貨	米ドル
予算額	47.1億ドル	決算額	42.3億ドル
予算額・決算額の差	4.8億ドル	予算額に占めるその差の割合	10%
65%以上の場合, その理由	—		
3-3 本拠地の会計報告(イヤマーク拠出分のみ)			
報告年月		通貨	
報告がない場合, その理由			
予算額		決算額	
予算額・決算額の差		予算額に占めるその差の割合	

65%以上の場合、 その理由			
3-4 監査			
(1)外部監査			
対象年度	2017年1月～12月	報告年月	2018年9月公表
実施主体	国連会検査委員会(BOA)		
財政状況に係る報告が正確かつ適正に作成されていることの確認 (「無」の場合にはその概要及び対応ぶり)		有	
組織・財政マネジメントに係る指摘(監査報告に含まれている場合) (「有」の場合、3-5に指摘内容を記入)		無	
(2)内部監査			
対象年度	対象期間: 2017年1月～2018年6月	報告年月	2019年3月公表
実施主体	国連事務局内部監査部(OIOS)(上記を含め、計19件の監査を実施)		
対象事項	組織・財政マネジメント等		
3-5 組織・財政マネジメント(人事・予算・調達等)に係る問題の概要・対応ぶり、更なる改善への取組・成果			
<p>BOAの監査で、現金給付事業、SDGsの目標、不正防止、コンサルタントの活用、サプライチェーンマネジメント、IT分野における業務継続マネジメントに関する指摘がなされた。</p> <p>BOAの監査によると、2018年4月時点で、2016年及びそれ以前に行われた45件の指摘の内、コペンハーゲン倉庫運営改善、車両ニーズの見直し、等の23件が実施済み。事業パートナーの財政報告書の改善等の18件は実施中。4件は対応不要となっており、過去の指摘事項の実施に進捗があった。</p> <p>国際機関評価ネットワーク(MOPAN)による2017-18査定結果においては、UNHCRの資金マネジメント及びアカウンタビリティ体制は概ね堅実(mostly robust)であり、また最近のリスク・マネジメントに係る取組みは有効性を示している(represent a positive trend)と評価されている。</p> <p>【人事関連】 UNHCRは人事の適正化、流動性確保の取組を実施しており、2018年は年間を通じて、組織改革で地域化を進め、ジュネーブ本部から各地域事務所への人員の再配置を実施し、より効率的及び低コストな組織運営を実施している。</p> <p>【予算関連】 ・UNHCRは拠出国に対して、年3回の常設委員会で財政報告を実施。直近では2019年3月の常設委員会。 ・国際機関評価ネットワーク(MOPAN)による2017-18査定結果においては、UNHCRが財政的な困難に直面しつつも、支援元の多角化やより柔軟性の高い支援の確保に向け多大な努力を払っていることが評価されている。</p> <p>【その他】 2019年より、UNHCRは高等弁務官の強いイニシアティブのもと、組織改革に取り組んでおり、本部の権限の一部を地域事務所に移行する等、組織の地域化・分散化を押し進めている。特に、地域局の該当地域への分散化、システムとプロセスの簡便化、フィールドへの権限委譲、説明責任の強化、本部での部局再編、そしてこれらを通じ新たな組織文化と働き方の創造に取り組んでいる。組織改革の目的は、(1)より効果的な保護の実施、(2)より多様なアクターとの問題解決(Solutions)に向けた取組み、(3)現地ニーズへのより迅速で柔軟な対応、(4)地域レベルでのオペレーションの同質性の確保、(5)地域情勢への理解の深化、(6)国ベースでのオペレーションへの適切なサポートと質の確保、(7)現地難民受入国とのより効果的な協力。</p>			

#### 評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員数 (原則、各年12月末時点、専門職以上。)				
全職員数	日本人職員数		過去3年の日本人職員数	増減数

2018	2018	内、幹部	日本人職員 の比率(%)	2017	2016	2015	平均値	
3481	66	5	1.9	66	65	61	64	2.0
<input type="checkbox"/>	専門職から幹部職、 幹部職内の昇進有り	0名	備考	—				
4-2 当該機関の長等の重要ポストを務めている日本人職員の有無								
—								
4-3 日本人職員の採用・昇進に係る具体的な協力の実績								
<p>・UNHCR は外務省国際機関人事センターと協力の上、日本国内各地において国連及び UNHCR に関するキャリア説明を実施。2018 年は、11 月に UNHCR 本部に勤務する日本人職員が講師として参加。また、外務省の「グローバル人材育成事業」においても、UNHCR のキャリア説明を実施。</p> <p>・UNHCR 駐日事務所、日本国内の高校及び大学、難民映画祭関連イベント等で難民問題などに関する講義を実施し、その際に学生へのアウトリーチとして、国連職員のキャリア等を紹介。2018 年は計 43 件のアウトリーチ・イベントを実施。直近では、2019 年3月、外務省および大学コンソーシアム沖縄共催のシンポジウム「グローバル・ピース・ダイアログ沖縄 2019」の際に実施。</p>								
4-4 その他特記事項								
<p>UNHCR は、グランディ高等弁務官のリーダーシップの下、日本人職員を積極的に採用しており、特に日本人 JPO (UNHCR における日本人 JPO は 19 名 (2018 年末時点)) の任期終了後の採用率は全機関平均の 74.6% に比べ、91.9% と高く、国連機関内でトップレベル。</p> <p>また、日本人職員の幹部数 (D レベル) も順調に増えており、特に D2 レベルは 2016 年1月以降、0 人から 3 人へ増加した。直近では 2019 年2月、日本人職員が D1 から D2 ポスト (シリア事務所長) に昇進し、日本人職員 5 名の幹部ポストは D1 ポストは 2 名、D2 ポストは 3 名となった。</p> <p>UNHCR はホームページ、新聞、雑誌等を通じて、日本人職員が世界各国の現場で活躍する様子を積極的に紹介しており (2-2 参照)、UNHCR でのキャリアについて広報活動を行っている。</p>								